

平成29年9月末における少年非行等の概況

生活安全部

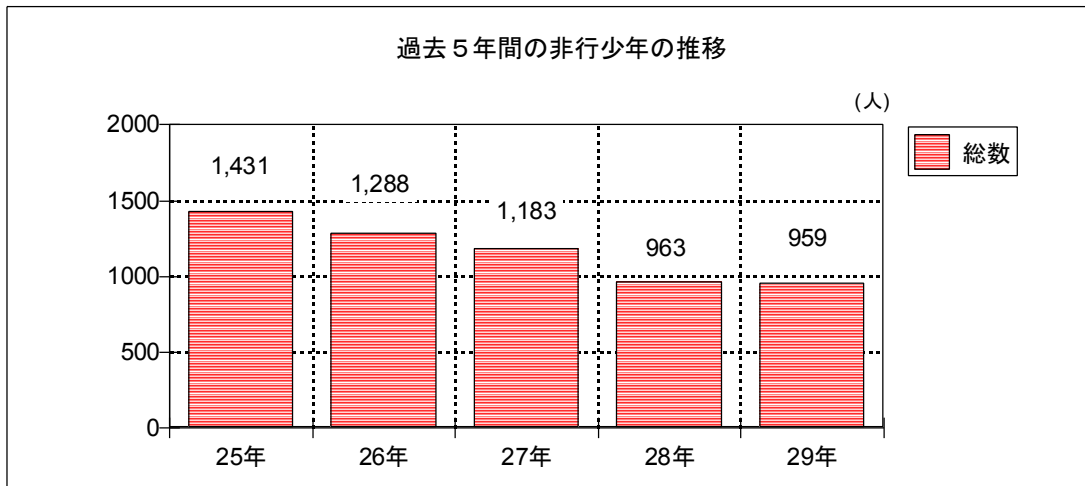
◎ 非行少年等の状況

非行少年は959人で、前年同期比4人(0.4%)減少した。刑法犯少年は857人で16人(1.9%)増加、特別法犯少年は101人で20人(16.5%)減少、ぐ犯少年は1人で前年同期比と同数である。

不良行為少年は13,229人で、前年同期比832人(6.7%)増加した。

		非 行 少 年								不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯				
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年				
総 数	29年	959	857	535	322	101	93	8	1	13,229
	28年	963	841	534	307	121	109	12	1	12,397
	増減 (%)	-4 (-0.4)	16 (1.9)	1 (0.2)	15 (4.9)	-20 (-16.5)	-16 (-14.7)	-4 (-33.3)	0	0
うち 好 女 子	29年	167	144	66	78	22	20	2	1	3,578
	28年	158	134	69	65	24	21	3		3,138
	増減 (%)	9 (5.7)	10 (7.5)	-3 (-4.3)	13 (20.0)	-2 (-8.3)	-1 (-4.8)	-1 (-33.3)	1	1

- ※ 犯 罪 少 年 と は… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 触 法 少 年 と は… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
 ぐ 犯 少 年 と は… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年
 非 行 少 年 と は… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう
 不 良 行 為 少 年 と は… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
 刑 法 犯 ・ 特 別 法 犯 と は… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



○ 刑法犯検挙・補導状況 (罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の63.8%(547人)を占め、このうち手口別では、万引きが72.8%(398人)と最も高い割合を占めている。

	総 数							
	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯		知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他 の 刑 法 犯	
			547	うち 万引き				
29年	857	11	95	547	398	9	25	170
28年	841	8	91	524	371	4	28	186
増減 (%)	16 (1.9)	3 (37.5)	4 (4.4)	23 (4.4)	27 (7.3)	5 (125.0)	-3 (-10.7)	-16 (-8.6)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、中学生が全体の26.5% (227人)、小学生が24.5% (210人)を占めた。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	857	707	210	227	202	68	94	56	
28年	841	680	169	226	236	49	103	58	
増減 (%)	16 (1.9)	27 (4.0)	41 (24.3)	1 (0.4)	-34 (-14.4)	19 (38.8)	-9 (-8.7)	-2 (-3.4)	

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は101人で、前年同期比20人 (16.5%)減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成条例	覚せい剤取締法	大麻取締法	風俗営業適正化法	売春防止法	不正アクセス禁止法	その他の特別法	
29年	101	11	28	9	1	2	1	10	7	32
28年	121	6	44	13	3	1	2	5	8	39
増減 (%)	-20 (-16.5)	5 (83.3)	-16 (-36.4)	-4 (-30.8)	-2 (-66.7)	1 (100.0)	-1 (-50.0)	5 (100.0)	-1 (-12.5)	-7 (-17.9)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は3人で、前年同期比1人 (25.0%)減少した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	3	1			1		1	1	
28年	4	1			1		1	2	
増減 (%)	-1 (-25.0)	0			0		0	-1 (-50.0)	

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は237人で、前年同期比28人 (13.4%)増加した。

福祉犯の被害少年は159人で、このうち児童・生徒・学生が131人で全体の82.4%を占めた。

コミュニティサイト等（出会い系サイトとコミュニティサイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は80人で、前年同期比19人 (31.1%)増加した。

※ここでの「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、統計上、無料通話アプリも含む。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成条例	風俗営業適正化法	売春防止法	その他	
29年	237	19	101	93	12	3	9
28年	209	11	93	72	20	3	10
増減 (%)	28 (13.4)	8 (72.7)	8 (8.6)	21 (29.2)	-8 (-40.0)	0	-1 (-10.0)

